資料４

鳥獣３計画の策定について

第１４次大阪府鳥獣保護管理事業計画
大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第６期）
大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第５期）

計画の位置付け

◆現在、大阪府では人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を適切に保護管理するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づき、「第 １３次大阪府鳥獣保護管理事業計画」及び「大阪府シカ・イノシシ第二種鳥獣管理計画」を策定しています。（以下「鳥獣 3 計画」という。）
現行の鳥獣 3 計画については、令和８年度末（令和９年 3 月 31 日）をもって計画期間が終了することから、環境省が定めた基本指針（令和８年１０月変更予定）に即して、令和９年度以降の新たな鳥獣３計画を策定する必要があります。

◆計画期間：令和９年 4 月 1 日から令和１４年 3 月 31 日まで（５年間）

◆策定内容：環境省が法に基づき策定する基本指針等に即して、野生生物部会等で審議

策定スケジュール(予定)

＜令和８年＞

４月 27 日	基本指針（素案）の提示（環境省）※1
８月 25 日	中央環境審議会 自然環境部会（答申）（環境省）※1
8 月 31 日	第１回大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会
10 月●日	基本指針の告示（環境省）※1
10 月 27 日	**第１回　大阪府環境審議会野生生物部会（諮問・審議）※2**
１１月下旬頃	第 2 回大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会（基本指針の告示後）
12 月下旬頃	**第 2 回　大阪府環境審議会野生生物部会（審議）※2**
	パブリックコメントの実施

＜令和９年＞

２月	**第 3 回　大阪府環境審議会野生生物部会（審議・答申）※2**
３月	計画公表、環境大臣報告、関係機関報告
４月	新計画に基づく対策の実施
６月	大阪府環境審議会への報告

※1 網かけ・下線について環境省が実施

※2 太字・下線について野生生物部会を実施

鳥獣保護管理関連計画の体系

国

基本指針（根拠：鳥獣保護管理法第３条）
<令和８年 10 月告示予定>
•「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を環境大臣が策定

諮問 ⇔ 答申

中央環境審議会
自然環境部会
根拠：鳥獣保護管理法
第３条第３項

都道府県

鳥獣保護管理事業計画
（根拠：鳥獣保護管理法第４条）

• 国の基本指針に即した鳥獣保護管理事業を実施するために都道府県知事が策定

【大阪府の策定計画】※R８年度末策定
• 第 １４次大阪府鳥獣保護管理事業計画

諮問 ⇔ 答申

大阪府環境審議会
野生生物部会
根拠：鳥獣保護管理法
第４項•第 7 条の２第３項

諮問 ⇔ 答申

第二種特定鳥獣管理計画
（根拠：鳥獣保護管理法第７条の２）

• 鳥獣の管理を図るため特に必要がある場合に都道府県知事が策定

【大阪府の策定計画】※R８年度末策定
• 大阪府シカ第二種管理計画（第６期）
• 大阪府イノシシ第二種管理計画（第５期）

検討 ⇔ 協議

大阪府シカ・イノシシ
保護管理検討会

根拠：現行の基本指針
Ⅲ第６-９